

県立飾磨工業高等学校(多部制3部)の学校生活について

令和4年4月

1 服装

- (1) 男子・女子ともに、学校指定のブレザー（打込み式襟章付）とする。
- (2) 男女の夏服は白一色の開襟シャツ・ブラウスを着用することとする。

2 頭髪・装飾等

- (1) 染髪・パーマ・剃り込み・眉毛等の脱色や眉剃り等は許可しない。
- (2) ピアス（穴開け含む）・リング・ネックレス等の装飾品の着用は許可しない。

3 通学カバン

学校指定のバッグとする。

4 アルバイト

アルバイトをする（決定した）場合は、学級担任に連絡（相談）の上、保護者を通じてアルバイト許可願（届）を提出する。

5 免許証関係

在学中の原付・自動二輪・普通自動車等の運転免許取得は、原則として許可しない。

6 通学方法

通学方法は、公共交通機関・自転車・徒歩のいずれかとする。

7 自転車通学

(1) 自転車の鑑札について

- ① 自転車通学の希望者は、自転車通学許可願を提出する。審議により許可されれば鑑札を交付するので、後輪泥よけ後部のステー部付近（上部）に貼りつけること。
- ② 自転車の新規購入・紛失・鑑札破損等があれば、速やかに自転車鑑札（再）発行願を提出し鑑札の再交付を受けること。

(2) 自転車の仕様について

- ① 両立スタンドを装着すること。（駐輪の関係上、一本足スタンドは禁止とする。）
- ② 自転車購入時と違うハンドル（変形と見なされるハンドル）は禁止とする。
- ③ 通学途上の安全上、ブレーキの利き具合、ブレーキワイヤの遊び、タイヤの空気圧、前照灯は、各自の責任において日常的に整備すること。

(3) 自転車駐輪場について

- ① 学校所定の駐輪場を使用し、指定された場所に置くこと。
- ② 自転車は必ず施錠し、各自の責任において盗難防止に努めること。
- ③ ゴム紐・雨よけ袋・レインコート等は、吹き飛ばされないように管理すること。

(4) 交通道德について

- ① 道路の左側、一列通行を厳守し、交通事故防止につとめ、通行妨害にならないようにすること。
- ② 二人乗りや雨天時の傘差し運転は危険である。また、踏切、交差点での左右安全確認や信号機の指示を守り、マナーの向上と交通事故防止に努めること。
- ③ 夜間走行時は、前照灯の点灯・反射鏡等の措置を講じること。

(5) その他

- ① 通学途上に事故に遭遇した場合は、その場での措置（人命救助・警察通報等）を講じ、速やかにその状況を学校へ連絡すること。
- ② その他、必要に応じて学校に指示されたことを厳守する。

以上の項目について違反したり、学校の指示に従わない場合は、許可を取り消すことがある。